別記様式第２号（第７条関係）

今治市指令市政　　　第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

今治市長

（公印省略）

今治市脱炭素先行地域づくり事業費（事業者対象）補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けをもって交付申請のあった今治市脱炭素先行地域づくり事業費（事業者対象）補助金については、次のとおり条件を付けて交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の額

金　　　　　　　　　　　　　円

1. 補助金の対象となる事業

今治市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）

1. 補助金交付の条件
   1. 申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、別に市長が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。
   2. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
   3. 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
   4. 前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件に従うこと。

※　不正な手段により補助金を受けたとき又は補助金の交付の条件に反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。